

(別記1)

畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

第1 事業概要

本事業においては、コンソーシアムの設立、コンソーシアムが行うマーケット調査及び商流の拡大のためのプロモーション活動等を支援するものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、コンソーシアムとし、要綱第4第3項の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 要綱第4第5項の畜産5品目のうち原則として1品目を対象に、輸出促進に取り組むものであること。
- 2 コンソーシアムの構成員については以下のとおりとする。
 - (1) 畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者を必須の構成員とする。
 - (2) 1つの食肉処理施設等は、1品目につき1つのコンソーシアムの構成員（コンソーシアムの設立が完了するまでの間においては、コンソーシアムを設立しようとする者。以下同じ。）となることができる。
 - (3) 構成員となる食肉処理施設等は、原則として1つのコンソーシアムにつき1つとするが、同一都道府県内に主たる事務所等が所在する食肉処理施設等が複数存在する場合、1つのコンソーシアムにつき複数の食肉処理施設等を構成員とすることができるものとする。ただし、認定非併設食肉処理施設を構成員とする場合には、構成員に1以上の認定併設食肉処理施設又は認定と畜場を含まなければならない。
 - (4) 畜産農家等は、家畜や畜産物の出荷先である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々コンソーシアムを構成している場合、該当するコンソーシアム全ての構成員となることができる。
 - (5) 輸出事業者は、輸出畜産物の仕入元である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々コンソーシアムを構成している場合、該当するコンソーシアム全ての構成員となることができる。
- 3 コンソーシアムは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) コンソーシアムの構成員である食肉処理施設等が、当該コンソーシアムが輸出促進に取り組む対象とする品目ごとに以下の条件を満たしていること。なお、食肉・鶏卵加工品の輸出促進に取り組む場合は、製品等製造施設が使用する原料食肉・鶏卵は、構成員である食肉処理施設等に由来するもののみで、かつ、それが

食肉加工品については製品重量中に 70%以上、鶏卵加工品については 50%以上含まれるものであること。

ア 牛肉：香港、台湾、米国、欧州連合（英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む。以下同じ。）又はイスラム諸国（輸出に当たりハラールと畜証明書発行機関による認証を必要とする国。以下同じ。）向けの輸出施設認定を受けていること。

イ 豚肉：シンガポール又はタイ向けの輸出施設認定を受けていること。

ウ 鶏肉：以下のいずれかの要件を満たしていること。

- ① シンガポール又は欧州連合向けの輸出施設認定を受けていること。
- ② 香港又はベトナム向けの輸出施設認定を受けており、直近 3 年間のいずれかの年で、両国向け正肉を年間合計 10 トン以上輸出した実績を有していること。

なお、鳥インフルエンザ発生により輸出が停止となった日を含む場合は、輸出が停止していない期間の正肉輸出実績÷輸出が停止していない期間の日数×365 日が 10 トンを超える場合も本条件を満たしていることとする。

エ 鶏卵：以下のいずれかの要件を満たしていること。

- ① シンガポール向け認定農場由来の鶏卵を受け入れており、同国向けに輸出するために処理を行っていること。
- ② 米国向けの輸出施設認定を受けていること。

オ 牛乳乳製品：過去 5 年間に於いて第 4 の 2（5）に記載する国のうち、一つ以上の国に対して輸出実績を有していること。

カ 食肉・鶏卵加工品：牛肉・豚肉加工品の輸出に取り組む場合は、台湾、シンガポール又は欧州連合向けの輸出食肉製品取扱施設の認定を受けていること。鶏肉・鶏卵加工品の輸出に取り組む場合は、シンガポール又は欧州連合向けの輸出食肉製品取扱施設又は家きん卵製品取扱施設の認定を受けていること。

- （2）コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定めており、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- （3）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が

整備されていること。

- (4) コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- (5) 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。別記3において同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。別記3において同じ。）でないこと。
- (6) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条第1項に定める輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けていること又は事業実施期間中に認定を受ける予定であること。
- (7) GFP（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。）のコミュニティサイト※に登録している者であること。

※ <https://www.gfp1.maff.go.jp/>

第3 成果目標及び目標年

要綱第9第2項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年は、次に掲げるとおりとする。なお、食肉・鶏卵加工品については、その原料となる食肉又は鶏卵に準ずることとする。

1 成果目標

- (1) 牛肉：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）に対する輸出額のおおむね60%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (2) 豚肉：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね30%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (3) 鶏肉：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね30%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (4) 鶏卵：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね30%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主

体が事業実施計画において設定するものとする。

- (5) 牛乳乳製品：本事業で PR 活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね 20%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

2 目標年

事業完了年度末の当該年とする。

第4 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 コンソーシアムの設立及び推進

コンソーシアムの設立及び輸出目標の策定、具体的な販売促進活動等の内容及び輸出先国の基準に対応するための取組内容等について検討・検証するための会議の開催。

2 輸出先国のマーケット調査

輸出先国のマーケットに適した畜産物を輸出するための、コンソーシアムが輸出促進に取り組む製品の需要や輸出に係る課題等の調査。

対象とすることができる輸出先国は、以下のとおりとし、3においても同様とする。ただし、対象輸出先国は、事業実施主体であるコンソーシアムの構成員である食肉処理施設等から輸出可能な国・地域に限ることとし、3においても同様とする。

(1) 牛肉：香港、台湾、米国、欧州連合、イスラム諸国

(2) 豚肉：シンガポール、タイ

(3) 鶏肉：香港、ベトナム、シンガポール、欧州連合

(4) 鶏卵：シンガポール、米国

(5) 牛乳乳製品：香港、台湾、ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア

(6) 食肉・鶏卵加工品：牛肉・豚肉加工品についてはシンガポール、台湾、欧州連合。鶏肉・鶏卵加工品については、シンガポール、欧州連合。

3 コンソーシアムによる PR 活動、販売促進活動の実施

コンソーシアムが輸出促進に取り組む製品の認知度向上やブランド化に向けた、セミナーの開催、展示会や有力品評会への参加、海外バイヤー・レストラン関係者等の産地への招へい等による PR 活動、具体的な販路開拓のための商機会の設定等の販売促進活動の実施。

その際、事業実施主体は、産地全体で取り組む輸出促進を効率的に進め、その実効性を高める観点から、補助事業者の指導の下、複数の構成員が協同して PR 活動、

販売促進活動に取り組むとともに、当該活動を実施するためにコンソーシアムが作成する販促資材等については、当該構成員が共通して利用できるものに限り作成するよう努めるものとする。

第5 他のコンソーシアム等との協同・連携

事業実施主体は、第4の2に定める対象輸出先国への取組については、本事業に基づき運営される他のコンソーシアムとの協同及び（一社）日本畜産物輸出促進協会等との連携に努めるものとする。